

地域管理経営計画等の案に対する公告縦覧中の

意見の要旨及び当該意見の処理結果

(阿武隈川森林計画区)

※注処理結果の区分について

1 趣旨を取り入れているもの

すでに本計画に趣旨等が記述されているもの又は、林野庁が定めた通達等により趣旨に沿って行っていくこととしているものです。

2 趣旨の一部を取り入れているもの

本計画に意見をそのまま記述することは困難ですが、一部意見の趣旨を本計画に記述しているもの、又は林野庁が定めた通達等により趣旨の一部を取り入れて行うこととしているものです。

3 修文するもの

意見書を踏まえ、計画（案）を修文したものです。

4 今後の検討課題等

意見書の趣旨からして、意見をそのまま本計画に記述することは困難であり、今後の検討課題等とさせて頂くものです。

令和7年3月

関東森林管理局

該当箇所	意見の要旨	処理結果	意見に対する考え方
<p>第7次地域管理経営計画書(案)23項</p>	<p>近年、大型風力発電所計画が進められており、これらが建設、稼働された場合の生態系全般に亘る極めて重大な影響が危惧されます。</p> <p>事業者における環境影響調査では希少猛禽類の生息が確認されており、慎重な対応を求めます。</p> <p>調査段階における風況調査(観測機器設置)や地質調査(ボーリング)時に行われる樹木の伐採や土地の改変は調査の範囲を逸脱しているように思えてなりません。</p> <p>調査時における工事関係者の安全対策(特に火災対策について)、管理体制の充実も不可欠です。</p>	<p>1</p>	<p>風力発電所などの開発においては、林野庁の通知「国有林野を自然エネルギーを利用した発電等施設の用に供する場合の取扱いについて」(平成13年9月7日長官通知)及び「国有林野の貸付け等の取扱いについて」(昭和54年3月長官通知)に基づき、国有林野の管理経営上支障がないこと、発電施設の設置が、自然環境保全上支障がないこと等について確認を行い、貸付の条件を満たすかどうか判断を行うこととしています。</p> <p>また、緑の回廊の区域に発電施設の設置がかかる場合は、当該条件の一つとして、緑の回廊ごとに設定された評価項目に即した環境配慮がなされることを確認することとしています。</p> <p>御指摘のあった事項については事実関係を確認し、安全管理上の問題を確認した場合、事業者に対し指導するとともに、安全管理の徹底に努めてまいります。</p>

第7次地域管理経営計画書 (案) 23項	民有林等において、大規模メガソーラー開発が進められており、当該地を生息地としていた希少猛禽類が、国有林の伐採予定地を新たに利用する可能性があることから、伐採作業の実施に当たっては、野鳥の会等への事前照会や簡易調査を実施いただきたい。	1	<p>国有林野事業においては、「国有林の管理経営に関する基本計画」(令和5年12月策定)に基づき、保護林や緑の回廊における適切な保全・管理を推進するとともに、施業の現場における生物多様性への配慮等に取り組むこととしています。</p> <p>また、希少野生生物の生育・生息に関する情報については、日頃から幅広く情報収集に努めるとともに、それらの生育・生息地周辺における森林施業等について、引き続き希少野生生物の保護に配慮した取組を行っていくこととしています。</p> <p>なお、伐採予定地の周辺で希少猛禽類等の生育・生息が確認された場合は、学識経験者等から作業の実施時期等について助言を得て配慮して対応することとしています。</p>
-------------------------	--	---	--